

平成 27 年 10 月 8 日

意 見 書

情報公開・個人情報保護審査会御中

審査請求人 永 田 親 義

横浜市栄区庄戸三丁目 13 番 23 号

諮問番号：平成 27 年（行情）諮問第 524 号

事件名：特定番地に係る用地交渉記録の一部開示決定に関する件

上記諮問事件に関して国土交通省から提出された理由説明書に対する反論と意見を申し述べます。

記

本件は、審査請求人が「横浜市栄区田谷町字堀ノ内 1824 及び横浜市戸塚区原宿 2 丁目 566-8 に係る平成 25 年 10 月 1 日から平成 26 年 3 月 5 日までの用地交渉記録」の開示を求めたのに対して、処分庁が一部開示したのみで大部分を不開示とする処分を行ったため、不開示部分の開示を求めて審査請求を行ったものである。

理由説明書は、請求人が不開示の非合理性と違法性を 1)～4) に分けて論じたのを受けて、夫々を (1) 交渉場所について、(2) 出席者当所、(3) 出席者相手方について、(4) 交渉内容について、に分けて主張を述べている。(1)～(4) に関する理由説明書の内容は重複したり、共通することが多く、各項目毎に関して意見を述べると同じことのくり返しが多くなると予想されるので、各項目にも言及しながら (1)～(4) の全体を一括して論ずることとする。

1. 誤った法解釈をもとに不開示の正当性を主張するのは不当である

理由説明書は、(1) 不開示部分 1 についての中で「原処分で出席者相手方名が開示されている用地交渉記録においては、交渉場所を開示することによって、既に開示している交渉年月日及び交渉時間と照合することにより、特定個人の特定日時における行動自体が、法第 5 条第 1 号本文に規定する個人に関する情報であり、・・以下省略」としている (12 行目以下)。

また、(3) 不開示部分 3 についての中で「交渉年月日、交渉時間及び事業名・箇所名が明らかになっている用地交渉記録において、氏名を開示することは、特定個人が用地交渉に関係していたという、特定日時における個人の行動を明らかにすることになる。この特定日時における特定個人の行動は、法第 5 条第 1 号本文に規定する個人に関する情報であって、・・以下省略」と述べている (10 行目以下)。さらに、「用地交渉は、通常はその内容等を被補償者との間では公にしないことを了

解した上で進められていることから、特定個人が特定日時に用地交渉を行ったという事実が開示されることとなれば、以下省略とも述べている（19行目以下）。

以上、理由説明書から引用した文章の下線部にみられるように、処分庁は法第5条第1号は特定個人の識別にとどまらず、特定個人の特定日時における行動まで個人情報保護の対象になる旨規定しているとしている。しかし、法第5条第1号は「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの・・」となっていて、あくまでも特定個人の識別ができないようにするのが目的であって、特定個人の特定日時における行動までも知れないようにと規定はしていないのである。換言すれば、一旦特定の個人が識別されれば、個人情報の保護は最早や不要であり、その個人が特定日時にどのような行動をするかといったことは法と無関係である。それにも拘らず、理由説明書が特定個人の特定日時における行動を法第5条第1号と関連するとして全文を通じて主張しているのは不可解であり、これは明らかに法解釈の誤りである。

以上から明らかなように、法第5条第1号が規定している個人情報保護の対象は特定個人の識別であり、従って氏名が明らかになった個人は最早や保護の対象ではあり得ないのである。理由説明書によると、処分庁は本件開示請求に係る土地の登記簿を確認し、そこに記録されている所有者の氏名を知ったとし、しかもこれは法令の規定により公にされている情報であると言いながら、それらのうちある者は氏名を開示し、ある者は不開示にするという不可解なことをしている。しかも氏名を公表した場合でも、交渉年月日、交渉時間等を開示すれば特定日時における特定個人の行動が明らかになるからこれは不開示にしたという全く不合理且つ自己矛盾の処分をしているのである。

さらに理由説明書は(2)不開示部分2について、の中で「当該不開示部分には、用地交渉に同席した高速道路㈱の社員の役職、氏名、関東地整横浜国道事務所から業務委託を受けて補償説明業務を行った民間企業の社員の氏名、主任担当者等の印影が記載されていることから、法第5条第1号本文に規定する特定個人を識別することのできる情報である・・」（15行目以下）。としている。これは横浜国道事務所から業務委託を受けて交渉に当たった民間企業の担当者名を記した「ご挨拶」という文書のことと思うが、これは用地交渉の相手方だけに限られたもので、HP等で公開されていないし、また民間企業の社員の氏名を公表するような法令の規定又は慣行は存在しないので担当者の氏名を公表しなかった処分庁の判断は妥当であると主張している。しかしこの文書は田谷地区と原宿地区トラストの地権者270余名の大半に届けられており、しかもその内容は地権者のみでなく南線事業に利害関係を有する住民の多くが知るところとなっている。このようなものを個人情報保護の名目で不開示とするのは凡そ無意味である。

2. 実際は存在しない架空の用地交渉を前提に不開示の正当性を主張するのは不当である

理由説明書は(3)不開示部分3について、の中で「用地交渉は、通常はその内

容等を被補償者との間では公にしないことを了解した上で進められていることから、特定個人が特定日時に用地交渉を行ったという事実が開示されることになれば、事業者が被補償者との間で築き上げてきた信頼関係が損われ、今後、用地交渉自体を阻む被補償者も出てくる恐れがある。従って当該情報は法第5条第6号柱書によっても、不開示とすべき情報である。」(19行以下)と主張している。

また、(4)不開示部分4について、の中で「当該不開示部分には、特定番地の土地における補償の経過、内容等が記載されているが、・・・以下省略」(3行以下)と述べている。これらの文章は起業者と地権者の間で補償の件について具体的な交渉が行われたとし、そのことを前提に処分庁の不開示処分が行われたと主張しているが、実際は具体的な用地交渉は一切行われていないのである。

用地交渉とは、特定番地の土地について測量や補償額などについて具体的な話し合いをすることであるが、本件の場合そのようなことは全くなされておらず、実際に行われたのは留守宅への「ご挨拶」という文書の配布と、この挨拶と同じ内容の電話や訪問時の挨拶であり、そこには用地交渉すべき土地の番地すら一切出していないのである。それを宛も地権者の所有地について補償額などを話し合ったかのような上記理由書の記載は全く架空のものであり、誤魔化し以外の何ものでもない。

以上に述べた如く理由説明書は処分庁による不開示処分は法の規定に基づき適正になされたものであるとしているが、これは法の解釈の間違いに基づく不当な主張である。さらに不開示部分には特定番地における補償の経過、内容が記載されており、不開示処分は当然であるとしているが、これは存在しない用地交渉を前提にした架空の議論である。

このように、処分庁の不開示処分を妥当とする理由説明書は明らかな誤りであり、従って本件不開示処分は取り消して開示請求すべてについて直ちに開示すべきであり、そのことを強く求める。

以上